

千葉、昭49不4、昭50.12.22

命 令 書

申立人 総評全国一般南葛一般統一労働組合

被申立人 株式会社 東永鉄工所

主 文

- 1 被申立人会社は、申立人組合の組合員である東永鉄工所分会員に対し、申立人組合からの脱退または東永鉄工所労働組合への加入を勧奨して、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、申立人組合に対し、本命令交付の日から7日以内に、左記文書を手交しなければならない。

記

当社が貴組合員である東永鉄工所分会員に対し、貴組合からの脱退、東永鉄工所労働組合への加入を勧奨して、貴組合の運営に支配介入したことは、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為であると、千葉県地方労働委員会において認定されました。

今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。

昭和 年 月 日

株式会社東永鉄工所

代表取締役社長 B 1

総評全国一般南葛一般統一労働組合

執行委員長 A 1 殿

(注、年月日は手交の日を記載すること)

理由

第1 認定した事実

1 当事者

- 1 被申立人株式会社東永鉄工所（以下会社という。）は、昭和47年7月9日資本金550万円をもって設立され、肩書地に本社及び工場を置き、圧延機械等の設計製作、修理等を営む会社であって、本件申立当時（昭和49年7月19日）従業員約30名である。
- 2 申立人総評全国一般南葛一般統一労働組合（以下組合という。）は、東京都及び千葉県内の中小企業に働く労働者が組織する合同労働組合であって、本件申立当時組合員数は約2,000名、分会数は東永鉄工所分会を含めて36分会である。

2 事件発生の経過

- 1 従来、会社には親睦会はあったが労働組合は組織されておらず、また、工場においては36協定も締結されないまま残業は恒常化しているなど、労働条件も必ずしも従業員の満足するものではなかった。そのような状況下で組合の指導により、昭和49年6月8日ごろ、工場従業員14名が組合に加入して東永鉄工所分会（以下分会という。）が結成され、分会長A2（以下A2分会長という。）らの役員が選出された。

6月17日午前、組合執行委員長A1（以下A1委員長という。）A2分会長らが直接取締役社長B1（以下B1社長という。）に、A1委員長名の公然化の通知書と「正常なる労使慣行の確立に関する件申入れ」（以下、労使慣行事項という。）と題する書面及び左記の内容を記載した団体交渉の申入書を提出するとともに、これに対する回答を求めた。

記

(1) 協議事項

- イ 労使慣行事項
- ロ 夏期一時金及び労働条件の改善に関する件
- ハ その他

(2) 日時と場所

イ 日時 本年6月18日 午後1時

ロ 場所 会社内

2 これら3通の書類を受取ったB1社長は、役員と相談して後で分会長に返事する旨答えたが、その際、次のような発言をした。「何が不満で組合をつくったのだ。当社の賃金はよそよりも決して安くはないはずだ。」「組合ができても無暴な要求はしないでほしい。組合ができようとできまいと出すものは出し、出せないものは出せない。このことははつきり肝に銘じてほしい。」「自分の知っている川口のある会社で若い人たちが中心で組合をつくったのだけれども、組合があまり無暴な要求をするので、会社が対抗してとうとう第2組合をつくった。それでごたごたしている。だから当社でも無暴な要求をするとそういうことになりかねないので、くれぐれもそういうことはしないでほしい。」「誰が組合に入っているかわからないけれども事務所の人たちは組合に入って貰っちゃ困る。」「当社の事務系というのはよその会社と違って少数精銳で、一部門を一人でやっているので、みんな重要な部署にいる。だから組合に入れるような人たちじゃないから、事務所の人たちは組合に入ってもらっちゃ困る。入れてもらっちゃ困る。」などと発言した。

3 同日午後、会社の総務担当B2は、組合に対し、「社長から組合関係についての全権を委任されたので自分が窓口として話をしたいが、今夕から山形に出張しなければならず、帰って来るのが24日ごろになるので、団体交渉を開くのは24日まで待って貰いたい。」との電話回答し、且つ、「不当労働行為はしない。」と附言したので、組合もこれを了承した。

4 6月21日、組合は前日、A2分会長から、分会員の中から脱退希望者が出ていた。B3常務とB4生産管理担当が城南製鋼所に向った旨の報告を受けたので、昼休み時間に、組合書記長のA3（以下A3書記長という。）、執行委員A4（本名A4一千葉ブロック担当—以下A4執行委員という。）ら14、5名が会社に乗り込み、2派に分かれて、A4執行委員らは食堂に行って組合員について事実を調査し、A3書記長らは

B 3 常務に面会して抗議したところ、17日夕方山形に出発して24日前は不在のはずのB 2 総務担当が会社にいるので不審を抱き、即刻団体交渉を開くよう要求した結果、会社は同日午後6時半から食堂で第1回団体交渉を開く旨回答した。

5 A 4 執行委員らが調査した結果つぎの事実が判明した。

① 6月19日午前中、B 1 社長は設計担当の組合員A 5を応接室に呼んで「南葛を抜けて社内組合を作れ。」「南葛は左寄りで会社を潰す。」等と言った。

② 同日午後、B 1 社長は設計担当の組合員A 6を応接室に呼んで「組合を抜けろ。」「とにかく社内組合でなければだめだ。南葛だと会社を潰す。」と言った。

③ 6月20日午前9時ごろ、事務所の資材担当B 5は、A 2 分会長の職場に来て同人に対し、「社内組合を作ったから社内組合で一本化しよう。」「社長が作れと言ったのだから安心だから一緒にやろう。」と言った。

④ ア 同日午後3時ごろ、分会員A 7が事務所の前で鋼材片付けの作業をしていたところ、前記B 5が「一寸来てくれ。」と合図をして、同人を事務所の応接室のB 6 職長らがいる前に連れて行き「社内組合を作ったから入ってくれ。」と言ったが、A 7は断った。

イ そしてA 7が作業場に戻って来て作業を続けていたところ、4時半過ぎごろ、今度は、事務所の生産管理担当B 7は、A 7に「一寸来てくれ。」と言って応接室のB 6 職長と人事担当B 8の居る前に連れて行った。其処でB 8はA 7に対し「社内組合に入ってくれ。」と繰返し言って加入名簿らしきものにサインをするよう求めた。

⑤ ア 同日午後2時ごろ、分会員A 8が工場の職場で作業をしていると前記B 5が「一寸話があるから来てくれ。」と迎えに来て応接室に連れて行き、B 6 職長らの傍で、A 8に、「会社でも組合をこしらえた。名簿があるから組合を抜け、これに判を押してくれ。」と言ったがA 8は断った。

イ そしてA 8が職場に戻って作業をしていると、午後4時頃、今度はB 8 人事担当が迎えに来て、事務所裏の材料置場に連れて行き、A 8に対し、「会社で

も組合こしらえたのにどうしてお前は加入しないのだ、おれが世話して会社に入れてやったのに。」「共産系のかかった組合に入ったのでは会社潰されて仕舞う。」「名簿に印鑑押してくれ。」と言ったがA8が断った。

ウ ところが午後6時ごろ、A8が勤務を終って会社構内の元炊事場の自室に帰っていたところ、今度はB6職長とB5が其処にやって来て、「これに是非押して貰わねば駄目だ、会社潰されちゃう。」と言って社内組合員名簿に捺印を求めた。

⑥ 6月20日午後6時ごろ、B3常務及び生産管理担当B4は、出張先である川口市内の城南製鋼所において、勤務作業中の組合員A9及び組合員A10をそれぞれ同製鋼所食堂脇の土間のような部屋に呼び出し、「南葛はアカだ、会社を潰されちゃう。」「会社側で組合を作ったので名簿へ署名してくれ。」と言って社内組合への加入名簿に署名させた。

⑦ 同日午後6時ごろ、前記城南製鋼所の構内の作業現場で、B3常務及び生産管理担当のB4は、勤務作業中の分会員A11を前記食堂脇の土間のような部屋に呼び出して、「お前余所の組合に入ったのか、おれの方も組合作ったからおれの方へ入れ、南葛はアカだから会社潰されちゃう。」「左寄りぐらいだったら我慢できるが、アカンだったら会社潰されちゃう。」等と言った。

⑧ 同日午後6時ごろ、前記作業現場で、前記B4は、勤務作業中の組合員A12、同A13をそれぞれ前記食堂脇の部屋に呼び出し、「南葛はアカだから、社内組合を作ったから抜けてこっちへ入らないか。」「南葛は会社を潰す。」「会社で組合作ったから入れ。」等と言った。

⑨ そのころ、A5、A6ら数名の組合員が組合を脱退した。

6 そして、6月21日前後ごろ、会社内に東永鉄工所労働組合（以下第2組合という。）が結成され、その執行委員長に前記B4がなった。なお、第2組合の6月22日付東永鉄工所労働組合結成趣意書には「われわれ自身も組合の姿勢を正して、組合員の利益を真に守るために、分会と外部の指導方針である階級闘争を至上とする政治闘争主義

と闘争第一主義の労働運動を排し、自主性、民主性、健全性、平和性をかかげ、全社員の総智、総力を結集して、景気の波乱混乱状態にある経済の荒波を乗り切らねばならぬ。」旨が記載されている。

7 6月21日、組合は会社に対して文書で①夏期一時金（一律に基本給プラス職務給の3か月）と②労働条件改善の件に関する要求書を提出した。

同日第1回団体交渉には、会社側B3常務、B2総務担当の2名、組合側A3書記長、A4執行委員、A2分会長ら7名が出席した。組合は先ず前記会社の行動に抗議した後、①労使慣行事項、②夏期一時金について説明した。会社は①の事項中、⑦組合事務所の設置、⑦組合掲示板の設置、⑦電話の取次及び使用、⑨本部役員等の組合用務のための会社への出入り、⑨集会等の場合の会社施設の利用については次回団交で回答する旨約した。なお、団交で確認した事項は、その都度文書化して、次回団交までに確認書を交換することを合意した。

8 6月24日、若草旅館において、第2回団交が会社側B3常務、B2ら4名、組合側A3書記長、A4執行委員、A2分会長ら6名出席して開かれた。席上、会社は冒頭に、団交ルールと労使慣行事項の双方について話し合いたいと提案し、団交ルール中出席人員について、労使双方4名を主張した。これに対し、組合は5名を主張して労使の意見が分かれたが、結局、双方4名乃至5名とし、且つ、労使いずれかの必要に応じてオブザーバーの出席も認めることで妥協し、労使慣行事項についても一部条件付で合意を見たので、次回に協定書を取り交わすこととなった。

なお、組合はこの席で、第1回団交の確認事項の確認書に調印して会社の調印を求めたが、会社は調印を次回に見送った。

9 6月27日、朝礼の際、B3常務は、「組合ができたのでゴタゴタしているので一時金の計算はできているが、支給が相当遅れる。」と発言した。

10 7月3日、第3回団交においては、会社側は第2回と同一メンバー、組合側はA3書記長、A4執行委員、A2分会長ら6名が出席し、①6月21日付確認書の会社側調印の件、②夏期一時金回答の件、③6月24日付協定書作成の件が議題に予定されてい

たが、会社は、①については7月5日までに調印をすることを約束したが、③については、会社内に第2組合が結成されたが、前回妥結の労使慣行事項については、会社は第2組合に対しこれを認めていないので、組合に対してのみこれを認めるわけにはいかないこと、従って前回の妥結を全面的に撤回する。なお、交渉人員については、第2組合が会社案の4名を承諾しているので、組合に対しても会社原案4名に従うことを要求する。組合がこの原案に応じない限り、会社は、夏期一時金等の労働条件に関する団体交渉には応じられない、と主張したため、交渉は進展しなかった。

11 7月5日、会社は組合に対し、文書をもって、夏期一時金その他の事項は交渉人員4名に妥結後に協議する旨申し入れた。

12 7月8日、第4回団交においては、会社側は前回と同一メンバー、組合側はA3書記長、A2分会長ら5名が出席したが、会社側が冒頭に、組合が同月6日会社の許可なく組合ニュースのビラを撒いたとして警告を発したので、A3書記長が激怒したため、会社側が数分で立去り、団体交渉は行われなかつた。

13 その後労使は、7月13日（第5回、組合申入）、7月26日（第6回、組合申入）、8月12日（第7回、会社申入）及び8月19日（第8回、会社申入）に各団体交渉を持ったが、交渉人員についての双方主張を譲らず、また、夏期一時金については、会社が交渉人員の先議を固執したため、申入書に交渉事項としてこれを掲げたに止まり、交渉の場においては、実質協議をしなかつた。

14 組合は、その後、夏期一時金の支給について、千葉地裁松戸支部に仮処分を申請し、10月1日、労使は和解して、会社は同月10日ごろその支払を了した。

15 なお、会社はこれより先、第2組合との間に、7月4日に、団体交渉ルールについて、交渉員数を労使双方4名以内とする旨の協定をし、7月6日に、夏期一時金について、（基本給+職務給）×1.8か月分（平均）を、同月10日に支給する旨を協定し、支給している。

第2 判断

1 脱退勧奨及び第2組合の結成について

申立人は、被申立人が前記第1に記載の如く分会員に申立人からの脱退、第2組合への結成加入を勧奨して第2組合の結成を援助したことは、被申立人が合同労組である申立人を嫌悪してその弱体化を企図したものであって申立人の運営に支配介入するものであると主張する。

これに対し被申立人は、申立人の主張事実を全部否認するので、以下判断する。

1 B 1 社長の言動について

A 2 証言によれば、B 1 社長は、前記第1の2の5の①及び②において認定したとおり、①6月19日午前中、応接室で、組合員A 5に対し「南葛を抜けて社内組合を作れ」、「南葛は左寄りで会社を潰す」と言い、②同日午後、前記応接室で、組合員A 6に対し「組合を抜けろ」「とにかく社内組合でなければだめだ、南葛だと会社を潰す」と言っているが、B 1 社長の発言が組合脱退を勧奨し、社内組合の結成を示唆する趣旨のものであることは明らかである。

2 B 3 常務とB 4 の言動について

A11証言、A12証言、A13証言によれば、前記第1の2の5の⑥及至⑧において認定したとおり、6月20日午後6時ごろ、城南製鋼所の食堂脇の土間のような部屋においてB 3 常務及び生産管理担当B 4 は、⑥組合員A 9 および組合員A 10に対し、「南葛はアカだ、会社を潰されちゃう」、「会社側で組合を作ったので名簿へ署名してくれ」と言い、⑦組合員A 11に対し、「お前余所の組合に入ったのか、おれの方も組合作ったからおれの方へ入れ、南葛はアカだから会社潰されちゃう」と言い、⑧B 4 は組合員A 12及び組合員A 13に対し、「南葛はアカだから社内組合作ったから、抜けてこっちへ入らないか」「南葛は会社を潰す」等と言っているが、B 3 常務、B 4 の右発言が、組合脱退、社内組合への加入を勧奨する趣旨のものであることは明らかである。

B 3 常務は「A 9、A 10、A 11、A 12に右作業現場で作業の指示したに過ぎない」と証言し、右言動を否認しているが信用できない。

3 B 6 職長、B 5、B 7、B 8 の言動について

A 2 証言、A 7 証言、A 8 証言によれば、前記第1の2の5の③及至⑤において認

定したとおり、事務所の資材担当 B 5 は、③6月20日午前中、A 2 分会長の職場に来て、同人に、「社内組合を作ったから、社内組合で一本化しよう」、「社長が作れと言ったのだから安心だから一緒にやろう」と言い、④ア、同日午後、組合員 A 7 を前記応接室の B 6 職長の前に連れて行き、「社内組合を作ったから入ってくれ」と言い、④イ、同日午後事務所の生産管理担当 B 7 は、組合員 A 7 を前記応接室の B 6 職長、事務所の人事担当 B 8 の前に連れて行き、右 B 8 が A 7 に対し「社内組合に入ってくれ」と繰り返し言って、加入名簿らしきものにサインを求め、⑤ア、同日午後 2 時ごろ前記 B 5 は、組合員 A 8 を前記応接室に連れて行き、B 6 職長らの傍で「会社でも組合をこしらえた、名簿があるから、組合を抜けてこれに判を押してくれ」と言い、⑤イ、同日午後 4 時ごろ、前記 B 8 は組合員 A 8 を事務所裏の材料置場に連れて行き「会社で組合をこしらえたのにどうしてお前は加入しないのだ、おれが世話して会社に入れてやったのに」「共産系のかかった組合に入ったのでは会社潰れて仕舞う」「名簿に印鑑押してくれ」と言い、⑤ウ、同日午後 6 時ごろ、B 6 職長と前記 B 5 は、会社構内の元炊事場の組合員 A 8 がいる傍に来て、「是非これに判を押して貰わねばだめだ、会社潰されちゃう」と言って、社内組合の組合員名簿に捺印を求めているが、B 5 、 B 7 、 B 8 、 B 6 職長の前記言動が組合からの脱退、社内組合への加入を勧奨する趣旨のものであることは明白である。

4 会社への帰責について

① C 1 証言によれば、6月17日午前10時30分ごろ A 1 執行委員長らが B 1 社長に面会して分会を公然化すると共に夏期一時金の要求等について団体交渉を求めた際の B 1 社長の発言中に「組合ができようとできまいと出すものは出し、出せないものは出せない。」「自分の知っている川口のある会社で若い人たちが中心で組合を作ったが、組合があまり無暴な要求をするので会社が対抗してとうとう第 2 組合をつくった、それでごたごたしている」「だから当社でも無暴な要求をするとそういうことになりかねない」「事務所の人たちは組合に入って貰っちゃ困る」「当社の事務系は余所の会社と違って少数精銳で一部門を一人でやっているので、みんな重要な部

署にいる。だから組合に入れるような人たちじゃない云々」との文言が含まれていること。

- ② 6月17日、B 1社長は、右団体交渉を翌18日に開くようにとの組合の申入れに対して「役員と相談して後で返事する」と回答し、同日午後、事務所の総務担当B 2が電話で、社長から組合関係について全権を委任されたとして、山形に出張する都合上、団体交渉は24日まで延すよう組合に回答して組合を了承させ、団体交渉を24日まで延期させていること。
- ③ C 2証言によれば、B 3常務は従来労務管理も担当していたが、6月18日、B 1社長から労働組合対策一般をやれと指示を受けていること。
- ④ B 6職長は、C 2証言によれば、工場を取りまとめて管理し、A 7証言によれば工場の作業員からは工場長と呼ばれていたこと。
- B 8は、C 2証言によれば、職安関係及び地方募集の仕事を担当し、これら外部関係では人事課長の名刺を使用していたこと。
- B 4は、C 2証言によれば事務所で生産管理を担当していたこと。
- B 5は、事務所の資材担当、B 7は事務所の生産管理担当として、前記B 1社長発言によれば事務系で重要な部署についている者であること。
- ⑤ 分会公然化の直後である6月19日、20日の2日間の短時間内に集中的に、B 1社長は、設計の組合員A 5、同A 6に組合脱退を勧奨し、社内組合結成を示唆し、B 3常務はB 4と城南製鋼所に出張作業中の組合員A 9、同A 10、同A 11、同A 12、同A 13に組合脱退、社内組合への加入を勧奨し、B 6職長、B 5、B 7、B 8は工場で作業中の組合員A 7、A 8に対し、組合脱退、社内組合加入を勧奨していること。
- ⑥ 右と同じ時期に、組合員A 5、同A 6ら数名が組合を脱退していること。
- ⑦ 6月21日前後に第2組合が結成され、その執行委員長にB 4がなっていること。
- ⑧ 第2組合の6月22日付結成趣旨書には申立人の会社外部から分会への指導を批判する趣旨の文言が含まれていること。

以上を総合すれば、B 1 社長は、昭和49年6月17日 A 1 執行委員長から分会公然化の通知を受くるとともに夏期一時金等の要求についての団体交渉を求められたので、会社設立後日浅く従業員30名前後的小企業である会社内に合同労組である申立人組合の分会が結成されたことによる一大ショックを受け、合同労組たる申立人を嫌悪するの余り、B 3 常務に対し、社内組合の結成を指示し、B 3 常務は右社長の意をB 6 職長に伝えて、手分けしてB 5、B 7、B 8、B 4 にも命じて分会員の申立人組合からの脱退、社内組合たる第2組合の結成加入を勧奨するよう指示命令した上、それぞれ手分けして、B 1 社長は設計の組合員を、B 3 常務はB 4 に命令して城南製鋼所に出張作業中の組合員を、B 6 職長はB 5、B 7、B 8 と協議して、それぞれ前記勧奨を行なうとともに、第2組合の結成を援助したものと推認することが出来る。従って、B 1 社長及びB 3 常務の前記言動は会社の経営者として、またB 6 職長、B 5、B 7、B 8、B 4 の前記言動はいずれも会社の指示命令に基づいて会社の職制として、それぞれ組合の運営に、支配介入したものであるからいずれも会社の責に帰すべき行為であり、労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為である。

2 夏期一時金の支給について

申立人は、被申立人が夏期一時金を第2組合員に対しては7月10日に支給したに拘らず、申立人の分会員に対しては、団体交渉において、交渉員数を労使とも4名にするという団交ルールの先決を固執して夏期一時金の交渉を遅らせたのは、被申立人が合同労組である申立人組合を嫌悪し、第2組合と分会員とを差別し、もって分会員を動搖せしめ、申立人組合を弱体化せんとする意図に基づくものであり、申立人の組合運営に支配介入するものであると主張する。

これに対し、被申立人は、被申立人が交渉員数を労使各4名とする団交ルールの先決を主張したのは、申立人の組合員20名以上が6月21日会社に押し掛け、B 1 社長の外出を妨げ、暴言を浴びせる等の不穏の態度に出たため、このような事態の再発を未然に防止するために必要上主張したものであって、申立人の組合員と第2組合員とを差別したものではないと主張するので判断する。

1 前記第1の2の7及至13において認定したとおり、

第1回団交は6月21日会社側B3常務、B2総務担当、組合側A3書記長ら7名が出席して、組合側が①労使慣行事項②夏期一時金要求（一律に基本給プラス職務給の3か月分）を説明し、会社側は①の労使慣行事項中、⑦組合事務所の設置⑦組合掲示板の設置⑦電話の取次及び使用⑧本部役員等の組合用務のため会社への出入り⑧集会等の場合の会社施設の利用については次回団交で回答する旨を約し、且つ、労使は、団交で確認した事項をその都度文書化して次回団交までに確認書を交換することを合意したこと。

6月24日、第2回団交においては、会社側からB3常務、B2ら4名組合側A3書記長、A4執行委員、A2分会長ら6名出席したが、会社は冒頭に、団体交渉ルールと労使慣行事項の双方について話し合いたいと提案し、団交ルール中、出席人員について労使双方4名を主張したのに対し、組合は5名を主張して、労使の意見が分れたが、結局双方4名及至5名とし、且つ必要に応じオブザーバーの出席を認めることで妥協し、労使慣行事項について、会社が⑦組合事務所の設置については、会社敷地の関係上即時には困難であるが前向きに検討する。①組合掲示板の設置については、設置場所、大きさ等について労使協議の上設置する。⑦電話の取次ぎ及び使用については、緊急の場合を除き原則として就業時間外に認める。⑧本部役員等の組合用務のための会社内への出入りについては会社事務所へ連絡の上、業務に支障なきよう労使双方配慮するものとして認める。⑧集会等の場合の会社施設の利用については、第3者に迷惑のかからないよう配慮の上、会社に届けることによって認める。とのことで、次回の団交で協定書を取り交すことに合意したが、前回の確認事項についての確認書の調印については会社は調印を次回団交まで見送ったこと。

6月27日の朝礼において、B3常務は全従業員に対し、組合ができてごたごたしているので、一時金の計算はできているが、支給が相当遅れる旨の発言をしたこと。

7月3日第3回団交においては、会社側は第2回団交のときと同一メンバー、組合側はA3書記長、A4執行委員、A2分会長ら6名が出席し、同団交では①6月21日

付確認書の会社側調印の件②夏期一時金回答の件、③6月24日協定書作成の件が議題として予定されていたが、会社が、①については7月5日までに調印する。③については会社内に第2組合が結成されたが、前回妥結の労使慣行事項について、会社は第2組合についてこれを認めないので、組合に対してもこれを認めることはできない。従って前回の妥結事項は全面的にこれを撤回する。なお、交渉人員数については第2組合が会社案の4名を承諾したので、組合に対しても会社原案の双方4名に組合が従うよう、要求する。組合がこの会社原案に応じない限り、会社は夏期一時金等の労働条件に関する団体交渉には応じない旨を主張したので交渉は進展しなかったこと。

7月5日会社は組合に対し、文書をもって、夏期一時金その他の事項は、交渉人員数4名とすることに妥結した後に協議する旨申し入れたこと。

7月8日（第4回）、7月13日（第5回）、7月26日（第6回）、8月12日（第7回）及び8月19日（第8回）の各団体交渉においても、会社が交渉人員数4名妥結先決を主張し、組合が交渉人員数5名を主張したため、労使の主張が平行し、夏期一時金についての交渉は行なわれなかつたこと。

2 前記の認定事実によると、会社ら、組合との間に一旦妥結した労使慣行事項を、会社が第2組合に認めなかつたことを理由に全面的に撤回し、交渉人員数については第2組合との間に妥結した労使双方4名の会社案を前提として主張しているが、これは、会社が、労使慣行事項、団体交渉人員数について先に組合と妥結したものと覆えして、後に成立した第2組合との交渉妥結結果と同一の妥結結果を組合に強ゆるものであつて、第2組合を優先させるとの発想に起因するものであること。

3 前記第1の2の14及び15に認定したとおり、会社はその後昭和49年10月1日千葉地裁松戸支部において和解により漸く組合と夏期一時金について妥結したのに対し、第2組合との間では、既に同年7月6日に7月10日支給の妥結をしていること。

以上の各事実に、前記1で判断したとおり、会社が申立人組合を嫌悪している事実とを総合すれば、被申立人は第2組合員と申立人組合の分会員とを差別して、分会員を動搖させて申立人組合を弱体化し、もって申立人の組合運営に支配介入したものと

いうべく、被申立人の右所為は労働組合法第7条3号に該当する不当労働行為である。

4 被申立人は、交渉人員数を4名とする団交ルールの先決を求めた理由として6月21日申立人の組合員20名以上が、会社に押し掛け、B1社長の外出を妨げ暴言を浴せる等の不穏な態度に出たため、このような事態の再発を未然に防止する必要に基づくものであると主張するが、6月21日申立人の組合員が14、5名会社に乗り込んで一時興奮した場面があったことは否定できないが、その場は一応治まつたこと、それらの場面が起った背景には、被申立人が前記1において判断したとおり、6月19日、20日の両日分会員に対し、組合脱退、第2組合の結成、加入への勧奨行為をした事実があつたこと。6月24日前は山形に出張不在中の筈のB2が21日に会社に出勤していたこと等被申立人側の事情も関連があつたこと、第1回団交には、組合側はA3書記長以下7名、第2回団交には組合側はA3書記長以下6名が出席して、何れも平穏に交渉が行なわれたこと、被申立人が交渉人員数4名の交渉ルール先決を主張し始めたのは、6月27日朝礼で、B3常務が分会員を含む全従業員の前で、一時金の計算ができるといふと発言した後である7月3日の第3回団交からであること等を考え合せると被申立人の主張は採用できない。

なお、申立人は救済方法の一部として、誓約文の手交を求めていたが、主文掲記の文書の手交が相当であると考える。

よつて、労働組合法第27条、労働委員会規則第43条の規定により主文のとおり命令する。

昭和50年12月22日

千葉県地方労働委員会

会長 新垣 進